

平成20年度緊急経済対策に係る雇用調整助成金制度の見直し

＜現行制度・大企業＞

景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもの。失業の予防を目的とする。

○ 支給要件

- ・最近6か月の生産量が前年同期と比較して10%以上減少していること
- ・最近6か月の雇用量が前年同期と比較して増加していないこと

○ 助成率等

- ・休業、教育訓練、出向
手当等の1/2(中小企業2/3)
- ・教育訓練経費
1人1日 1,200円

○ 支給限度日数

3年間で150日

＜中小企業対象＞

中小企業緊急雇用安定助成金

平成20年12月1日～

○ 支給要件

中小企業であって、

- ①最近3か月の生産量が前年同期と比較して減少していること
- ②前期決算等の経常利益が赤字であること
(ただし、生産量が5%以上減少している場合は②は不要。)
- ③最近3か月の雇用量が前年同期と比較して増加していないこと

○ 助成率等

- ・休業、教育訓練、出向
手当等の4/5
- ・教育訓練経費
1人1日 6,000円

○ 支給限度日数

3年間で200日